

# 御物本白氏新樂府本文について

太田 次男

白氏文集の現存本について、中國のそれは、唐鈔本零卷數種を除けば、南宋紹興年間（一一三一—一六二）刊本を最古とし、それ以降の刊本のすべてには、既に、種々の改變が加えられ、従つて、その本文は、白氏の原本からかなり距つているのに對し、わが國の、平安—室町時代間書寫の鈔本は、金澤文庫舊藏本などのごとく、概ね、唐鈔本の本文に比較的近く、従つて、その本文が良質であることは、既に、屢々論究された通りである。

現存七十一卷のうち、ここでは、その卷三・四新樂府の本文を取上げる。この兩卷は、平安時代以來、特に盛行したのに相應しく、現存鈔本の數も、他の卷に比べて、際立つて多く、神田喜一郎氏藏本や宮内廳書陵部藏本をはじめ、優れた鈔本も尠からず存する。

新樂府のわが國古鈔の本文を、宋本を含む刊本のそれと比較すると、兩者の間には、明瞭な系統上の相違が認められる。と同時に、古鈔本間相互にも異同は尠からず存し、それを、更に系統的に類別する試みは、先ず不可能に近い。それは、新樂府のみに限らず、卷十二の長恨歌や琵琶引についても同様であり、この事は、唐代以來、これら愛誦の諸篇に、白氏文集とは獨立して、單行で流布する間に生じた本文の改變の存することを示すものと推測される。

わが國の新樂府古鈔本の多くには、校勘作業の結果として、その本文行間等に校合注が施されている。それらを精査すれば、その注字と

同じ本文をもつ鈔本が、當然、曾ては存したにも拘らず、いまは、唯、それらの校注のみに遺存する文字も少くはない。

元來、白氏文集の唐鈔本や宋刊本（北宋版をも含む）は、完本のはか、不完の數卷のまま、或いは、詩文の選抄されたものや、一篇だけ切り離されたものなどが、體裁上諸種の形をとつて、永年に亘り、いわば波狀的にわが國に將來された。但し、その關係古記録にみえる本で、現存するものは、寧ろ、極めて稀である。<sup>(2)</sup>とすれば、これは、諸種の新樂府本文に關しても、略々同様のことが考えられよう。

平安時代に廣く愛好された新樂府は、文學の世界のみに限定されず、例えば、同時代の名筆家による、書の藝術としての白詩の書跡としても、見事な開花を示し（ここにも、當然、唐代書藝の反映が認められよう）、多く斷簡としてではあるが、その遺品が存する。この、墨跡としての新樂府本文は、讀解のために用いられる訓點本とは、恐らく別のものであつて、本文校合作業の範圍外にあつたものと推測される。

そういう新樂府本文としては、古來、小野道風筆と傳えられるものが著名であり、後に述べるが、道風系統の書跡斷簡は尠からず現存する。<sup>(3)</sup>既に小松茂美氏は『平安朝の白氏文集と三蹟の研究』（昭和四十年十月刊）の中に、現存新樂府書跡をほぼ網羅的に收録された。筆者は、豫てから、その中の一本である『御物本新樂府』<sup>(4)</sup>（原蹟は道風筆、伏見天皇臨模といわれる）について、無論、書跡であることによる諸種

の制約は免れないにしても、その本文に特に深い關心と注意を拂つてきた〔但し、平岡武夫氏校定本（昭和四十六年刊）には、何故か、この本は採られていない〕。

昨年十二月末近く、宮内廳侍從職の御高配により、この御物本を閲覽することが出来た。以下、その調査結果を報告し、併せて、從來、本文上さまで注目されなかつた、この特異な一本が、古鈔本・刊本類間に於て、その占める位置についても、若干考究する。

註(1) 現在までのところ、唐鈔新樂府零本には次の二種が存する。

(一) 敦煌本(Dunhuang)。首より、『元白唱和集』にも收められる二首(内、一首は元稹)に續き、新樂府五十首のうち十六首が記載される。何れも、元和四・五年間の作。現在の五十首の順序との關連は認め難く、隨時、收録されたものといえよう。王重民氏は「此小冊子蓋據元和間白氏稿本」(『敦煌古籍叙錄』)とする。

(二) 郭沫若「坎曼爾詩箋試探」(『文物』一九七二年・第二期)で初めて紹介された。一九五九年、嬉荒の古城房屋遺址より發見、新疆維吾爾自治區博物館藏。古ウイグル文書の紙背に一筆で抄録される。坎曼爾自作詩三首(元和十年)と、新樂府の一首「賈炭翁」(Jing)。後者の抄出は元和十五年(八二〇)で、白氏長慶集五十卷の編纂に先立つこと四年であり、書寫年の確認し得る白詩としては最古である。

兩本の本文には、後述の通り、若干異同が認められ、これは、わが古鈔本と比較しても同様である。外に、敦煌本秦中吟數種が現存する。(2) 平安時代に將來の白氏詩文のうち、首題と關連し、時代が略々明かなものを整理して挙げる。

(1) 藤原佐世撰見在書目錄「寛平三年(八九一)頃成立」に著録のもの。

(續) 座右銘(文集卷二)

(并二小歌家)文集卷二

(并九別家)文集卷二

白氏文集七十

劉白唱和(集)二

(四十餘家)文集卷二

白氏長慶集廿九卷

白氏文集七十

「續座右銘」は、單篇で傳來した白氏文の一例。長慶三年迄の作。元稹「白氏長慶集序」の中に、雜林賈人の言として「本國宰相每以百金換一篇、其甚僞者宰相輒能辨別之」とあり、一篇が、單獨で、各地に

流布した實情が示される。

「白氏文集七十卷」本に關するこれ以前の記事に、都良香「元慶三年(八七九)歿」の『都氏文集』卷三所收例がある。白氏長慶集五十卷は長慶四年(八二四)元稹の編に成る。白氏の言の如く、それ以後、六〇卷一七五卷本までの、五次に亘る増補本は、普通「白氏文集」と稱せられる。但し、例えば唐書(藝文志)には「白氏長慶集七十五卷」とあるので、見在書目著録本を、五十卷本の長慶集とは斷じ得ないが、外に、酒井宇吉氏藏白氏長慶集第廿二「平安中期」鈔本もあり、五十卷本鈔本の將來を否定することは出来ない。

劉白唱和集二、二卷本は太和三年(八二九)に編。白氏五十八歳以下、三卷本(同六年)、四卷本(開成元)と増補。従つて、著録本は第一次本である。平安末の成立とされる『圖書寮本類聚名義抄』には、「唱和集」よりの訓が十數個引かれる。(この中には、元白集も含まれよう)従つて、當然その點本も存したわけである。

(ii) これより早く、既に知られる如く、元白詩筆「承和五年(八三八)・文德實錄三、仁壽元九二六記事」と白家詩集六卷「圓仁入唐新求聖教目錄所收・承和一年(八四七)」の將來があり、また入唐僧惠考による白氏文集六十七卷本の書寫將來(會昌四年(八四四)書寫、わが承和十一年)がある。但し、惠考書寫本は何巻が書寫され、何時將來されたか、何れも明かではない。従つて、わが國に存する白氏文集古鈔本の本文には、惠考本も含まれようが、寧ろ、(i)に挙げた七十卷本が主體であると見做すべきである。「五十卷本から七十五卷までの増補過程に於て、白氏自身によつて本文が改められたか否か(その詩に「舊句時時改」の句あり)、これを檢する手立ては見當らない。

(iii) 菅家文章卷四「客舍書籍」の一節に「謳吟白氏、新篇、講授班家書史書」(讀州時代作(仁和元年|寛平二年))とあり、同じく後草に「白氏洛中集十卷」(開成五年(八四〇)成る。「詠樂天北窓三友詩」中に引く)が挙げられているので、先の「白氏新篇」も、或いはこの本を指すのかも知れない。この語は、當時、續々と白氏の著作が傳來していることを窺わしめる。

「白氏洛中集」については、この外、「大江」維時講洛中集(西宮記)一一・天慶五、八、卅日條)の記事がある。維時「應和三(九六三)歿」には、外に、周知の『千載佳句』の撰があり、白詩五百七首

という多数が選抄されている。

(2)その後、藤原道長などは、寧ろ、積極的に白氏文集の將來を計つたらしく「唐人：五臣注文選文集等持來」(『御堂關白記』寛弘元、十、二十條)「唐僧常智送文集一部」(『同』長和四、七、十五條)「摺本文選、同文集」(『同』長和二、九、十四條)「集注文選并元白集、感悅無極」(『同』寛弘元、十、三條)等がみられる。

當時、白氏文集の鈔本や宋刊本(極めて稀觀)が宋人の手によって、引續き齎されたことが知られる。

以上の資料からみれば、白氏文集のわが國への將來は、完本の外に、唱和集・洛中集・元白集という別編のもの、更に、詩文の抄出されたもの、一篇のままのもの、というように、少くとも四種の體裁が考えられる。それと同時に、當然、以上に記載されないで、佚逸した將來本の存在も認めねばなるまい。しかも、以上の如き記載された本も、殆んど、何れも現存しない。

白氏文集尾「白氏集後記」(會昌五年、白氏自記)には、定本となるべき五本を擧げ、次で、日本・新羅などに傳えられた本はこの限りに非ずと述べている。白詩のわが國への流傳については、白氏自からも、充分承知していたといえよう。

(3) 白氏新樂府古鈔本中、書寫年代の古いものに神田氏藏本(卷三、嘉承二年(一一〇七)寫。卷四、天永四年(一一一三)點)及び、宮内廳書陵部藏本(元亨四年(一二三四)寫、元興書長久二年(一一〇四)點)がある。また『政事要略』(長保四年(一一〇二)成立)所引に新樂府捕蝗(1136)一篇がある(拙稿『政事要略』所引の白氏文集について)〔史學〕四五―四・昭四八参照)。

これらと比較すれば、小野道風(康保三(九六六)歿)など、名筆家による白詩書跡は、時期からみれば、前記資料より寧ろ古いものといえよう(新樂府手本に關する記事にも『御堂關白記』寛弘元、九、七日條・同十五日條、『權記』寛弘三、正、九日條・同七、六、十九日條等がある)。

御物本白氏新樂府本文について

白氏文集那波古活字本(新見正路舊藏)等に書入れられた校注の中には、「野」「野跡」と簡稱して、書蹟が校合にも使用されている。

(4) 小松氏は、御物本を伏見天皇臨模本とされる。それは、この本の卷上尾に、繼ぎ足された別紙に書かれた次の識語に基くものとみられる。

右新樂府上下二卷／伏見院所親臨小野道風／之眞跡也與書一枚則／伏見院之宸翰也飛鳥井／雅康卿又觀焉於其未明／宸翰無疑加茂縣主藤木／主殿家藏之久矣右與書／曾使加茂縣主藤木加賀備子／萬治帝之親覽權于万治辛丑之火燒失於官庫／樂府二卷今幸現然矣／因希代之珍物書學家之／龜鑑也恐久而失其來／歷故請予記其始終／不得已聊記其後云／天和三曆季秋下辭／散位藤定誠

公卿補任によれば、花山院定誠は、寛文五年、正三位、權大納言。延寶元年(天和元年迄散位、同二年十一月八日、選任、權大納言兼右大將。翌三年も同様。貞享二・三年内大臣、翌四年以降散位。従つて、天和三年「散位」と記すのは、記憶違いとしても、稍々不審である。

また、現在の本には天皇の宸翰もなく、この識語のみから、伏見院の臨模本であることを證するには充分とはいえない(但し、陽明文庫に伏見天皇長恨歌豫樂院模本が存する)。伏見天皇の宸翰は他にも存するが、臨模本の筆跡とでは、比較しても餘り意味が無さそうである。

(5) 以上理由から、筆者は、以後この本を『御物本新樂府』と稱する。中田勇次郎氏は書跡の本文について「この中の文字の轉倒、脱落、誤謬などはこれが正確な寫本を作る目的ではなく、書の藝術品として書かれているところから來たものであり、古蹟のいづれにもよく見られる通弊である」とされる(『白氏文集の書蹟』『書道全集』12・日本3平安II 平凡社刊)。御物本にも、これと、ほぼ同様の傾向がみられる。

— (a) —

御物本新樂府二軸は、鳥ノ子素紙表紙、見返しは一面金箔押し。料紙は同じく鳥ノ子紙。原表紙と思われるものを残して、改装が行われ、

裏打を施してある。紙高は、上卷三一種、下卷三一・一種、兩卷とも、字面高さ二四・七種内外、毎行八字を基準とするが、七字〜九字の間を前後する。外題は、新樂府上(下)〔但し、この上下は、内容上、本文とは逆に書かれる〕と墨書されている。

内題は、上卷に「新樂府」とあるのみで、序は無く、直ちに本文首篇「七德舞」に入る。下卷には内題は無く、「驪宮高」から始まる。従って、文集卷三・四を抄出したという、卷次上の記載(尾題をも含め)は全く見られず、二軸に分れてはいるが、一卷として扱われている<sup>(1)</sup>。白氏文集卷三・四の新樂府本文には、各題に夫々題序を施し、本文には、屢々、双行小字注が加えられている。御物本は、題序はそのまま存するが、双行注は總て省略されている。

上卷々末に別紙三紙が繼ぎ足され、既述の「天和三年散位藤定誠」の識語が書かれている。下卷尾には、上卷の尾篇「傳戎人」の後半部が、錯簡として繼がれて、卷を終る。

恐らく、原蹟に於ける缺損によると思われる空缺の外、脱字、脱文、佚紙、錯簡等も少からず存し、また、別本より繼ぎ足された双鉤文部分(卷三のみ)も雜る。また、篇次に關しては、一ヶ所、他と異なる個所が認められる。佚紙のうち、「五絃彈」「蠻子朝」「驃國樂」の三首は一括して高松宮家に所藏され、補うことが出来る。書寫は南北朝頃とみてよからう。

いま、この御物本を白詩新樂府の本文研究のため使用するに當り、佚紙・双鉤文の個所は、すべて、陽明文庫藏近衛家照臨模本(元祿二年)二卷より補った。この本は、御物本と本文を同じくし、模寫も極めて優れているからである。(陽明文庫には、外に、新樂府模本が八種存する。)この處置により、新樂府五十首のうち、四十一首の本文

が、今回の對象として使用し得る〔この外、東京國立博物館藏平安末寫傳道風筆本(七德舞・法曲・二王後)本文をも參照した〕。

前述のごとく、御物本は道風原蹟本によるとされる。その筆跡には確かに道風系統の特徴が窺えるが、本文研究のためにこの本を使用するとなれば、道風の筆跡との關連性について吟味し、また、それと同時に、少くとも、その原蹟本が、平安朝書寫であることの可否への検討が必要であらう。

小松氏前掲書に收録された平安朝文集書跡類の中から、所用のものを挙げれば次の通りである。何れも、絹地切・綾地切の斷簡で、書體優美な草體である。

- (1) 傳道風筆二王後(0127) 原家舊藏
- (2) 〃 海漫々(0128) 同
- (3) 〃 華原磐(0130) 前田香雪氏舊藏
- (4) 〃 同 (〃) 龍興寺藏
- (5) 〃 同 (〃) 不二文庫藏
- (6) 〃 道州民(0139) 白鶴美術館藏
- (7) 傳佐理筆蠻子朝(0142) 陽明文庫藏
- (8) 〃 驃國樂(0143) 同
- (9) 道 風筆洞底松(0151) 本間美術館藏
- (10) 傳道風筆同 (〃) 陽明文庫藏
- (11) 道 風筆紅線毯(0153) 書藝文化院藏
- (12) 傳道風筆陰山道(0158) 陽明文庫藏
- (13) 〃 同 (〃) 所藏者不明
- (14) 〃 陵園妾(0161) 故瀨津伊之助氏藏
- (15) 傳佐理筆同 (〃) 同

(16) 杏爲梁(0163) 山内香溪氏舊藏  
 (17) 井底引銀瓶(0164) 梅澤彦太郎氏藏

このうち、(9)(11)は道風筆とあるが、確證の無い點では他と同様である。外に、紙本に行體で書かれたものに、傳源俊房筆七德舞(0125)「御物」、傳行成筆驪宮高(0145)「陽明文庫藏」、傳菅原道眞筆百鍊鏡(0146)「熱海美術館藏」があるが、以上の十七點とは異なり、行成及びその系統の別筆とみるべきものである。

以上のうち、道風筆と傳えられるものを道風眞蹟と比較すれば、特に(1)(2)(9)(11)にはその特徴が顯著に認められ、また、他も頗る類似する。これらを、御物本の筆致と比較すれば、兩者は極似し、(1)(2)のごときは、各行の字數まで一致する。

また、傳佐理筆とされるものの中、(7)(8)(15)は道風系統の書風と異るが、(10)(11)には、殆んど差異は認められず、(10)などは、寧ろ道風系統と見做し得べく、御物本にも極めて近く、兩本の各行字數まで一致する。

更に、東京國立博物館藏平安末寫傳道風筆本も、缺損文字の個所に若干の相違はあるが、御物本と書風は明かに同系統といえよう。

とすれば、御物本の原蹟を、道風或いはその系統の書風とみて、先づ間違ひあるまい。田中塊堂氏は、現存古寫の白詩斷簡類を、十世紀後半—十一世紀前半の遺品とされた。従つて、御物本の原蹟が、この平安時代の墨蹟であることは認めらるべきであらう。とすれば、當然御物本の本文は、平安時代見在の新樂府の一本を傳えるものとして扱ふことが出來よう。

以上は、書風からの吟味であるが、更に、斷簡類の本文についても検討を要する。校勘上、所用箇所を次に擧げる。〔中、(表御物)は御

御物本白氏新樂府本文について

物本の、(神)は神田氏藏本の、(時・上)は宮内廳書陵部藏時賢本・上野家藏本(上野本は(9)以下)の、(宋)は宋紹興年間刊本の、(那)は元和四年刊那波古活字本の、(諷)は諷諫本(後述)の、夫々の簡稱。頭に施した番號は、前掲斷簡の番號を示す。

	(御物)	(神)	(時・上)	(諷)	(宋・那)
(1) 亡國子孫取爲戒	●	●	●	●	●
(2) 天水茫茫無覓處	●	●	●	●	●
(3) 長安市兒爲樂師	●	●	●	●	●
(4) 歲進矮奴宜悉罷	●	●	●	●	●
(5) 隔日唯聞對一刻	●	●	●	●	●
(6) 金張世祿黃憲賢	●	●	●	●	●
(7) 貂蟬與牛豎	●	●	●	●	●
(8) 憂蠶絲之費	●	●	●	●	●
(9) 紅線毯	●	●	●	●	●
(10) 疎織短截充匹數	●	●	●	●	●
(11) 仍詔江淮添價織	●	●	●	●	●
(12) 中官監(送鑰門廻)	●	●	●	●	●
(13) 此時未與君相識	●	●	●	●	●
(14) (註) (5) 敦煌本作人	●	●	●	●	●
(15) (宋・那)の欄、右宋本	●	●	●	●	●

表中、平安朝書蹟斷簡と御物本との本文は、(14)「官」の一例を除けば、總て一致し、神田本等の古鈔本とは、共に、若干相違する。つまり、その書風のみならず、本文についても、御物本は平安朝白氏書跡類に極く近いことが知られる。

斷簡類の本文の中、(14)の「官」は、宋本・朝鮮銅活字本・正徳本(後述)等刊本類のみにみえ、わが現存古鈔本はすべて「宮」に誤る個所であり、これは極めて稀な例である。(13)の「添」に作るのも、比較的稀な例である。その他、行成或はその系統とみられる三篇についても、本文上参考になる個所が存する。

以上、御物本並びにその傍證的資料の調査・検討の結果からみて、この本が、新樂府本文研究の上で、極めて重要な一本であることが知られよう。

註(1) 神田本をはじめとする新樂府古鈔本は、白氏文集卷三・四の卷次を明記し、首尾題とも「文集卷第三(四)」とする。ところが、御物本をはじめ、書跡本類は「新樂府」が内題となり、卷三・四の區別がなく、一巻として扱われる。これは、後に觸れる慶安刊本も同様である。ここに、大きな相違が認められる。

(2) 花山院定誠の識語のある後補別紙が、上巻に継ぎ足されたのは、上巻尾にあるべき「傳戎人」の最後の二紙(同篇十行を収む)が、錯簡として、下巻尾に繼がれた爲かも知れない。外題が上下巻を逆にしているのも、これと無關係ではあるまい。

(3) この双鈎文の書風は、道風系統の新樂府(卷三)一帖文化十年刊墨帖に極似し、各行の字數迄完全に一致し、本文も同文である。江田易の同帖の識語には、その原蹟を「華山藤公所藏雙鈎極精妙」とし、さすれば(それに關しては何も觸れてはいないが)、これは、御物本の識語を書いた花山院定誠の所持本に相違なからう(小松氏は、文化十年刊本の刊行者が一行の字數を改めたと見做されるが、従い難い)。つまり定誠は、その所持する新樂府双鈎文を以て、御物本の缺逸部を補ったのである。下巻にも、當然、双鈎文を以て補うべき個所が多いのに、それが全く行われていないのは、卷四の双鈎文が無かつた爲ではなからうか。小松氏は、卷四に當る墨帖刊本を藏される由であるが、卷三と同じ手、同

系本文であるか、未見であるので、明かでない。御物本が、元表紙と思われるものをそのまま残し、改装されているのも、定誠の手によるのかも知れない(但し、双鈎文に錯簡が多いのは、やや不審である)。

この定誠が所持していたと思われる双鈎文(従つて、御物本のそれ及び、文化十年刊本)の本文は、從來の鈔本・刊本類の何れにもかなり異なる一本であり、筆者の調査では、白樂天詩集四十卷明正徳十二年(一五一七)郭助編本の本文に一致する。管見では、東京都中央圖書館藏(小室翠雲舊藏)本の外は、その所在を知らない。「未紹介本であるので、稿を改めたい。『北京圖書館善本書目』同『版刻圖録』には、同文集三十六卷正徳十四年刊本が著録され、詩集と版式を同じくする。『萬卷堂書目』に、「白樂天詩文集七十六卷」として著録される。(尙、文集三十六卷金子彦二郎氏舊藏鈔本については、平岡・花房氏の記述がある)」とすれば、定誠の所持していた双鈎文の白氏新樂府は、道風の書風を繼いでいるが、その原蹟は平安朝のものではなく、少くとも、明正徳十二年以降の筆とすべきであらう。

(4) 御物本の調査に當つては、錯簡・佚紙の有無を確めるため、特に、紙繼ぎの個所には細心の注意を拂つたが、一紙の途中に於て、現行五十首の順序と異なる一ヶ所が見出された。

下巻で、賣炭翁(0156)、母別子(0157)、時勢粧(0159)、陰山道(0158)とあり、陰山道、時勢粧が現行本と逆になっている(但し、陽明本は現行本通り)。この篇次に關連して、後に觸れる『新雕校證大字白氏諷諫』光緒十九年刊本では、賣炭翁・陰山道・時世粧・母別子となつていて、四首を一群としてみれば、同じ個所の異動ともいえる。御物本にみられる篇次の異同を、新樂府五十首全體の順序に、原本とは別個に、流動する時期のあつた頃の一資料と見做すべきであらうか。

(5) 御物本・陽明本に共に缺ける爲、對象外になつた九首は次の通り。  
「兩朱閣 0148」「西涼伎 0149」「八駿圖 0150」「李夫人 0150」「黑潭龍 0170」「天正度 0171」「秦宮 0172」「鷓九劍 0173」「採詩官 0174」

近衛家照本(以下、陽明本と稱)により補った御物本の佚紙・双鉤文の個所(小松氏は前掲資料編の本文校勘に於て、双鉤文を、本文と特に區別せずに扱われるが、これは系統が異なる本文であるので、當然、取除くか、別扱いにすべきである)を篇次順に示す。尚、兩本に共通する缺字の個所等も併せ挙げる。錯簡個所は訂正したので、觸れない。

- (1) 七德舞(0125) 首より五行迄に、計十九字分空あり。陽明本同。
- (2) 同「以感人人心」以下尾迄、双鉤文。陽明本にて補。
- (3) 法曲(0126) 首より「積德重照有餘慶永」迄双鉤文。陽明本にて補。
- (4) 海漫々(0128) 題、題序を除き、本文双鉤文。陽明本にて補(但し、同本も首より「山上多生不死」迄缺)。
- (5) 立部伎(0128) 題以下本文双鉤文。陽明本にて補。
- (6) 華原磐(0130) 題以下「立辨致死聲感人」迄双鉤文。陽明本にて補。兩本共、文中、計十七字分空あり。
- (7) 城鹽州(0136) 題(題序のみ存)及び、首より二行十八字空。陽明本、題のみ存。
- (8) 五絃彈(0141) 蜜子朝(0142) 驪國樂(0143) 佚。高松宮家現藏。これにて補。
- (9) 傳戎人(0144) 題以下、「定無存郵空防備念此」迄双鉤文。陽明本にて補。
- (10) 青石(0147) 本文途中「願作官家道旁德政碑…骨化爲塵」の「…」個所一紙分(十二行、九十七字)佚。陽明本にて補。
- (11) 青石本文の次一行分空。兩朱閣(0148) 西涼伎(0149) 八駿圖(0150) の續くべき個所なるも三首共缺。紙繼ぎの個所ではなく、原蹟本にて、既に三首佚逸か。陽明本も同。
- (12) 杜丹芳(0153) 第七行(…王母桃)の次、約四行分空。 「花紅不香…深淺向背兩」迄の二十八字缺落。この間、紙繼ぎなく、原蹟本にて、既に缺落か。陽明本同。
- (13) 紅線毯(0153) 「十丈餘…十夫同擔進」の間、一紙(八十五字)佚。陽明本にて補。

御物本白氏新樂府本文について

(14) 撥綾(0155) 「行染作江南春水…昭陽人々々々」の間、一紙(九十八字)佚。陽明本にて補。

(15) 賈炭翁(0156) 母別子(0157) の次、時勢粧(0159) が續く「各本「陰山道」(0158)」。母別子、時勢粧の間に紙繼ぎ無し。原蹟本の順序か。但し、陽明本は各本の順序に同。

(16) 時勢粧(0159) の「聞被髮伊川中…」以下尾まで、及び、次の陰山道(0158) の題以下「…練去馬來」まで一紙分佚。陽明本にて補。

(17) 陰山道の次、李夫人(0160) 一首なく、直ちに陵園妾(0161) に續く。この間紙繼ぎ無し。原蹟本のままか。陽明本も同。

(18) 陵園妾(0161) の「徒費粉粧…」以下尾迄、六十四字、及び、次の鹽商婦(0162) の題以下「…紅輪黃橙香稻飯」迄の百二十五字、計二紙分佚。陽明本にて補。

(19) 古塚狐(0163) 尾にて一紙終る。紙繼個所より、續く黑潭龍(0170)、天可度(0171)、秦吉了(0172)、鷓九劍(0173)、採詩官(0174) の五首缺は、佚脱か。陽明本も同。

(6) 同氏「後嵯峨院本行成白詩卷」『書道全集』12・日本3平安II) 行成系統のうち七德舞・百練鏡二首は、鈔本々文にはば一致し、特に問題はないので、「驪宮高」本文のみについて觸れる。

「遲々兮春日、…颯々兮秋風」という對句中の「兮」が無く、四字句となる(この「兮」の無い本は和漢朗詠集鈔本中にもみられる)。また「不自逸兮不自憊、…不傷財兮不奪力」の「兮」も無い。また「驪宮高兮高入雲」の「兮」の無いのは、神田本を除く、他の古鈔本と同様である。更に「君之不來兮爲萬人」の「兮」が無いのは、平岡氏校定本に擧げる風諫本の外にも、東大國語研究室藏本、京大圖書館藏本(共に後述)等にも同例がみられる。その他、諸本で「一人出兮不容易」とあるのを、同じ七字句で「一人之出不容易」に作り、同じく「未足充君一日費」を「未足君之一日費」に作る例もある。更に「西去都門幾多地」が「多少地」と、異なる。

周知のごとく、新樂府本文には、その性質上、疊字が多用されるが、

ある本で重なる個所を、他本で不重にするという性質の異同は頗る多い。この驪宮高一首にみられる助辭に關する異同も、同様の意味から、本文校勘に關し、參考にならう。

その他、同じく書跡の傳行成筆草茫々 (Otagi) (集古法帖四所收) に「草茫々水茫々」とあり、同例は、近衛家照臨模本新樂府(卷四) 零本にもみられる。とすれば、書跡類斷簡等の本文も、参照するに足るものであることが知られる。

(b)

次に、御物本新樂府は草體で書かれているので、本文研究のためには、先ず、これを正確に翻字する必要がある。

小松氏は前掲書資料編に於て、御物本と本文を同じくする近衛家照模本(陽明本)の全文を凸版にして收め、且つ、その翻字文をも併記された。

筆者は、先ず、御物本とこの陽明本とが同文であることを確認し、次に、小松氏翻字文を検討したが、誤讀と認め得る個所(ミスプリントと覺しき文字も含む)、或いは、筆者と見解を異にする個所が認められた。本來は、筆者の手になる翻字文を用意すべきであろうが、紙數の關係上それは不可能であるので、底本を御物本に改め、小松氏翻字文の正誤表に類するものを次に挙げる。中には、御物本・陽明本の筆寫過程に於ける誤寫(無論、原蹟に於ける誤寫も存しよう)や脱文と覺しき個所も存するので、それも附記する。

〔小松氏翻字文は「翻字」と、東京國立博物館藏本は「東博本」と、夫々、簡稱する。〕内は、御物本・陽明本の缺落個所。古鈔本より補う。「」内は陽明本により補った個所を示す。

(1) (七德舞) 李勣嗚咽思殺身 御物本「傷」に似るが、「嗚」と

認む。翻字「嗚」。東博本「嗚」を旁記す。

(2) (同) (太(宗)(意) 在陳王業) 陽明本、「太」の「、」缺損(御物本・陽明本「太」を、すべて「七、」と書く)。「太」と推定すべき個所。翻字「七」とするは不可。東博本「太」、更に同字を旁記す。

(3) (法曲) 法曲々々舞霓裳、御物本・陽明本に共通し(但し、陽明本に無個所もあり)、一行が他行より短く終り、行の下部に、一字、或いは半字分空白が生じる場合、恐らく、文の連續と、美的觀點から、「、」或は「々」なる墨符を以てこれを填める。この例は類出する(神田本にも二ヶ所に同じ處置がみられる)。翻字はこれをすべて本文と認め「々」に翻記してある。本文とは無關係であるので、以下、總て除く。東博本にはこの例無し。

(4) (同) 中宗肅宗復鴻業「宗」、御物本・東博本あり、陽明本空缺。

(5) (同) 明年胡塵犯宮闕 御物本、この字不完全、陽明本・東博本にて補う。

(6) (二王後) 欲令嗣位守文君 各本「文」に作る。翻字、「父」に解するは不可。

(7) (立部伎) 工師愚賤安足云 翻字、「言」に誤る。以下、同例尠からず。御物本・陽明本「云」「言」の二字、明瞭に區別あり。

(8) (上陽人) 玄宗末歲初選入「歲」、陽明本缺落。

(9) (同) 皆云入内必承恩 翻字、「言」に誤る。

(10) (同) 宮鶯百轉愁厭聞 草體「聞」「中」類似。但し、御物本は兩字を區別す。翻字「中」とするは不可。

(11) (同) 梁鸞雙栖老休妬 翻字「燕」。いま、原字に復す。



(12) (新豐折臂翁) 翁云貫屬新豐懸。 翻字「言」に誤る。「懸」は元のまま。

(13) (同) 將驅(向)何(處)去 諸本「得」に作るもの多し。 翻字、「得」に誤る。

(14) (同) 大軍徒涉水如湯 草體「徒」「徙」類似するも、「徒」と認め得る。 翻字は「徙」に解す。

(15) (同) 皆云前後征蠻者 翻字、「言」に誤る。

(16) (同) 夜深不敢使不知 各本「人」に作る。 原蹟本、或いは、御物本の書寫時の誤寫か。 陽明本、同。

(17) (同) 可不聞開元(宰) 相宋開府 諸本多く「君」に作る。 翻字、「君」に誤る。

(18) (大行路) 近代君臣亦如此 翻字「始」(或は、ミスプリントか)。

(19) (捕蝗) 雨飛蠶食千里間 「蠶」、陽明本缺落。

(20) (同) 捕蝗々々竟何利 各本「竟」に作る。 御物本の全用例からみれば、寧ろ「充」に近し(それならば誤寫)。 翻字「竟」に解す。

(21) (同) 徒使飢人重勞費 陽明本缺落。

(22) (同) 豈將人力競天(災) 御物本「冠」のみ。 陽明本、一字空白。 古鈔本より補う。

(23) (同) 古之良夫有善政 御物本「吏」を誤寫か。 各本・陽明本「吏」に作る。 翻字同じ。

(24) (同) 又聞貞元之初道欲昌 陽明本、四字缺落。 各本「元」を「觀」に作る。

(25) (昆明春水滿) (熙) (々) (同) (似) (昆) 明春 御物本・陽明

御物本白氏新樂府本文について

本、共に五字缺落。 陽明本「明春」の二字も缺落。

(26) (城鹽州) (美) 聖謨(而) 詔邊將 陽明本、七字缺落。

(27) (同) 金鳥飛(傳)(贊)(普)(聞) 各本「鳥」「鳥」雜る。

(「鳥」が可) 草體の「鳥」「鳥」頗る類似。 但し、御物本の全用例を比較すれば、明かに區別あり。 陽明本「鳥」に近し。 従つて、翻字「鳥」とするは、不可ならず。

(28) (同) 諸邊警急勞戍人 各本「急」に作る。 草體「急」「烈」近し。 いま「急」と認む。 翻字「烈」に解す。

(29) (同) 播作歌詞聞至尊 翻字「旛」に誤る。

(30) (道州民) 城云臣案六典書 翻字「言」に誤る。

(31) (馴犀) 一人上林三四年 各本「入」に作る。 書寫時の誤か。

(32) (五絃彈) 第五絃聲最掩抑 「抑」、陽明本、この字、偏のみ。

(33) (同) (正) (始) (之) 音其(若)(何) 「其」陽明本不完全。

(34) (蜜子朝) 蜜子朝泛波舩 各本「皮」に作る。 御物本・陽明本「波」に作る。 誤寫か。

(35) (同) 至今西河「岸」邊 御物本「岸」不完全。 陽明本により補う。

(36) (同) 蜜子導從者誰何 翻字「導」。 御物本・陽明本、共に、「導」の別字「導」の草體。

(37) (同) 大軍將繫金咄嗟 「咄」は「吐」とも解し得る。「咄」とすれば「吐」の誤寫か。 神田本「吐」に作り、各本「吐」に作る。 正徳本(後出)は「咄」に作る。「嗟」、兩本共、或は「嗟」か。 翻字「咄嗟」と解す。

(38) (同) 隔日唯聞對一刻 刊本多く「朝」に作り、古鈔本「隔」に作る。 翻字「陽」に解するは不可。

- 63 (驃國樂) 來獻南音奉正朔 翻字「歲」に誤る。  
64 (同) 吾聞君甚聖明 翻字「知」に誤る。  
65 (傳戎人) 「朝飧飢渴費盃盤」各本「浪」に作る。  
66 (同) 「尔苦非多我苦」 陽明本、「苦」の下、「多同伴行人因借」の七字脱落。  
67 (同) 「自云鄉貫本涼源」 翻字「言」に誤る。  
68 (同) 「晝伏宵行經大漢」 各本「漢」に作る。草體「漢」「漢」類似す。陽明本、「漢」を誤寫か。翻字「漢」に解す。  
69 (同) 「定無存郵空防備」 陽明本、「空」は冠のみ。各本より補う。翻字「空」。  
70 (驃宮高) 吾君不遊有深色 各本「意」に作る。御物本・陽明本「意」の誤寫か。但し、この個所「意」と解する事も不可能ならず。翻字「色」、穩當ならん。  
71 (同) 朝有宴飲暮有賜 翻字、「涙」に誤る。  
72 (洞底松) 貂蟬與牛璽 陽明本「殿」のまま。翻字「醫」。  
73 (牡丹芳) 千片亦英霞爛々 御物本・陽明本「赤」を「亦」に誤寫。  
74 (同) 田中寂漠無人至 翻字「漢」に誤る。御物本・陽明本「漢」「漢」類似するも、區別あり。  
75 (同) 我願覓求造化力 翻字「暫」、いま、舊に復す。  
76 (同) 求造化力滅却牡 陽明本、この七字脱落。  
77 (紅線毯) (題序) 蠶絲之費 陽明本、この四字脱落。  
78 (同) 「紅毯織成可殿鋪」 「毯」と認む。翻字「線」に解するも、近からず。  
79 (同) (線) (厚) (絲) 夕卷不得 各本「多」に作る。御物本

- ・陽明本「多」を誤寫か。翻字「多」に解す。  
80 (揀綾) 不似經綰與紈綺 諸本多く「羅」に作る。翻字、「羅」に誤る。  
81 (同) 天上送様人間織 翻字、「道」に誤る。  
82 (同) 「揀綾織時費功績」 諸本多く「線」に作る。翻字、「線」に誤る。  
83 (同) 「莫比平常縉與帛」 翻字、「贈」に誤る (或は、ミスプリントか)。  
84 (時勢粧) 雙眉畫爲八字低 草體「畫」「盡」は區別し易からず。御物本の全用例よりすれば、「畫」と認められる。翻字「盡」に解す。  
85 (同) 圓鬢無鬢推髻樣 翻字「推」。古鈔本にて木偏、手偏は通ずる。但し、御物本の全用例を検すれば、明瞭な區別が存する。この個所は、御物本・陽明本ともに「推」(「推」正し)。但し同篇中の「髻椎面緒非華風」は「椎」と認められる。翻字、これを「推」と解するは不可。  
86 (同) 「元和粧梳君記取」 陽明本「梳」。翻字「梳」と解す。  
87 (陰山道) 養無所用土非宜 翻字、「出」に誤る。兩本の「土」「出」の兩字若干類似するも、明かに區別あり。  
88 (同) 廻鶻訴稱無用處 陽明本脱落。  
89 (同) 縑漸好馬漸多 陽明本脱落。  
90 (陵園妾) 中官監送鑲行外廻 各本「門廻」の二字に作る。「行」は兩本の誤寫か。「外」は明かならず。  
91 (同) 「猶聞不啻三千人」 翻字「聞」。御物本・陽明本中に、「中」二十四例、「聞」十六例あり。80に既述の如く、その區別

は明かなるも、類似する場合四例あり。これも、その一例に當る。翻字がこの個所を「聞」と解するならば、(10)の例も當然、「聞」と解すべきである。

(8) (鹽商婦) (郎・西江太商客) 六字句は一字脱か。各本「嫁得」に作る。「郎」は「得」の誤寫か。

(9) (同) (聿作鹽商十五年) 翻字「聿」。近し。各本「婿」に作る。

(10) (同) (不屬州鄉與天子) 翻字「與」。各本「屬」に作る。

(11) (同) (小入私官家多入私) 翻字「少」とするは不可。上の「私」は竄入か。

(12) (同) (官家利薄私(家富)) 翻字「私」に誤る(或は、ミスプリントか)。

(13) (同) 終歲好衣裳々々美食 翻字、疊三字とみるは不可。

(14) (杏爲梁) 去年身歿今移主 翻字「沒」に解す。

(15) (同) 官奴別賜人 翻字「奴」。各本「收」に作る。誤寫か。

(16) (井底引銀瓶) (題序) 止姪奔也 翻字「淫」に誤る。

(17) (同) 暗令雙鬢逐君去 各本「合」に作る。翻字「合」。いま「令」に解す(但し、これは誤寫)。

(18) (紫毫筆) 臣有姦耶正衙奏 各本「邪」に作る。翻字「耶」、近し。誤寫か。

(19) (隋堤柳) 舟中咲哥猶未休 翻字「歌」。御物本・陽明本、及び他の書跡、「哥」と書くこと多く、改めざるを可とす(翻字、他の個所は「歌」に改めず)。

(20) (同) 歡樂殊未極 翻字「樂」に誤る(ミスプリントか)。

(21) (同) 明年正朔歸武德 「武」と認め得る。翻字「宅」に解す

御物本白氏新樂府本文について

るは不可。

(22) (同) 沙草水煙朝又春 各本「暮」に作る。誤寫か。

(23) (草茫々) 墓中下洞三重泉 各本「錮」に作る。翻字「洞」に誤る。

(24) (同) 暫借泉中買身禍 翻字「暫」。いま、舊に復す。

(25) (古塚狐) 何況窈姝已羨。蟲惑 上、翻字「妣」に誤る。下、「善靈」の誤寫か。

以上で、一應、御物本に關する基礎的検討が終つたので、次章に於て、本文上の問題を扱うことにする。

註(1) 御物本と本文を同じくし、毎行の字數まで一致する陽明本・東博本ではあるが、三本を仔細に比較すれば、脱落する文字等に、夫々、若干の相違が認められる。この事は、同一本文をもち、同一人による原贖本が、必ずしも、一本ではなかつた爲と解すべきであらう。

また、近衛家照(豫樂院)はこの陽明本の外にも、例えば、不二文庫藏本のごとく、異なる本文をもつ別人の筆になる原贖本をも臨模している。とすれば、平安時代に於て、名筆家による白氏書跡が、夫々、かなりの數に上つていたとみる事が出来る。

## 二

御物本の本文をわが古鈔本のと比較すると、大粹に於ては、確かに兩者は近いが、同時に、御物本の方には、これまで調査した古鈔本の本文の何れにもみられない文字が尠からず認められる。

更に、刊本類の本文とも比較したが、ここでも、古鈔本にはこれまでも例がない個所で、刊本の本文に一致する場合があります、特に、敦煌本、諷諫本(後述する)二本と、或いは、諷諫本一本のみと一致する個所が、かなりの數に上つてゐる。

とすれば、御物本は古鈔本文と近いと同時に、かなり大きな違いをも持つことになる。従つて、その兩本間の相違はより深い所に起因し、これまでに見附した古鈔本に對し、御物本が、それとは系統を異にするものと見做さざるを得ないのである。

それでは、御物本は如何なる系統の本であらうか。この答えは、容易には出し難いが、解明への端緒として、さきに述べた御物本の書式について、改めて、觸れる。この本は二軸に仕立てられてはいるが、白氏文集卷三・四という巻次に關する記載はなく、ただ上巻に「新樂府」という内題があるだけで、下巻にはこれも無く、五十首で一巻として扱われている。これは、元來が訓點本と異なるので、簡略されたと考えられぬ事もないが、五十首を抄出し、しかも、それを一巻として扱うようになった變化は、必ずしも看過すべきものではない。

わが國の本で、この點、同類のものとしては、

新樂府慶安三年（一六五〇）片山正舎刊本一軸<sup>(山)</sup>

がある。奥田松菴手鈔の摹刻に係り、松菴の奥書の筆跡とは別に刻された一行に「以膏家相傳之秘本寫之畢」とある外、本文中、二首（「騾國樂」「縛戎人」）は松菴とは別筆による補鈔である。しかも、その個所を含め、送假名は總て同筆で刻されているので、假名は松菴筆とは認め難く、訓點は、本文とは別個に施されたものであらう。松菴の據つた原本は、或いは、墨跡の一種であつたかも知れない。

上巻に「新樂府」という内題があつて、卷三・四が區別されていないことと、本文の双行注が省略されている點で、御物本と同様であり、ただ、首に序があることが異なる。本文は、古鈔本と刊本との中間に位し、何れかといえ、後者により近い。

この種の中國に於ける刊本としては、

新雕校證大字白氏諷諫一卷光緒十九年（一八九三）景宋刊本  
があり、宋避諱字に關して缺筆が二、三認められる。既に『南部新書』（北宋極初成立）に「白氏諷諫五十首」という表現がみられ、宋槧本を目附した記事もみえるので、宋本が存したものと認められる。外に、鈔本や、明刊本も何種か存したらしく、書目類に散見する。とすれば、この種の本も、曾ては、廣く流布したものと思われる。

この本は、首に序を附し、本文双行注も省略されていないが、第一―第五十と、作品に通し番號をつけて、卷三・四という、白氏文集の卷次上の記載はなく、五十首を一巻として扱っている。

本文には、鈔本・刊本類の何れにも大きく相違する個所もあるが、敦煌本や御物本に一致する個所も尠くなく、何れかといえ、刊本類に近いが、まゝ、鈔本に近いところも認められ、また、特に、敦煌本のみに一致する個所が多いことも注目すべきである。

いま、ここでは、この三本の外に、本文がこれらに比較的近いことと、新樂府抄出本であることから、當然、敦煌本・新疆元和鈔本をもこれに加えて、この五本に重點を置いて、鈔本・刊本類の本文とも關連せしめて考察し、最後に、御物本の本文について検討する。

これ迄の、先輩諸氏の永年に亘る新樂府本文校勘作業の結果からみれば、白氏文集本文は、唐鈔本に連なるわが古鈔本と、宋刊本及びその系統を繼ぐものとの大別され、それは、その卷三・四に當る新樂府についても、略々同様である。ただ、新樂府や長恨歌のごとく、既に唐代に、白氏文集から獨歩して廣く流布した諸篇は、校訂作業を経て、宋刊本や明刊本として成立するという、その時代に立場をもつ本文が生れる、いわば、通常の経過とは別途に、白氏長慶集所收の元稹の序にも既に觸れられている通り、もっと廣く（例えば口誦など）、外から

の種々の作用が加わって、その本文を改変させたことが推測される。

そういう事の結果であろうか、現存新樂府本文には、鈔本・刊本という二つの系統に大別することは一應可能であるにしても、それでは説明のつけ難い程の、雑錯した本文を多く生ぜしめた。後に示すが、共に元和鈔本という白氏生前に抄出された二本の本文が、既に相違を示すのも、理由なしとしない。従って、新樂府の本文を扱うには、白氏文集の他の巻の場合とは別の配慮が加えられねばなるまい。

『讀書敏求記』には「諷諫本」が記載され、「白氏諷諫原自單行」と、甚だ示唆に富む見解が述べられている。諷諫本を含む先の五本は、程度の差こそあれ、ここでいう單行で流傳した本の系統として概括し得ないか。この種の本が、曾ては數多く存したであろうが、いまは、一群と見做さるべき本文は殆んど亡失し、空白部が大きく、現存する纔か五本を、何人も納得のゆく程容易に、同じ系統に屬するとは説明し兼ねるが、その解明のために、御物本・敦煌本・元和本・諷諫本に主眼を置き、以下、校定を志向するよりも、系統を見定める事を中心にして、本文の検討や、校勘を行う。

校勘に使用する諸本のうち、既に、平岡氏校定本に採られている分は、その簡稱に従う。その未使用の本で、今回採り上げたものの簡稱は次の通りである。

- (東急嘉禎本)：大東急記念文庫藏嘉禎四年寫卷四 (天理永仁本)：天理圖書館藏永仁元年寫卷三 (京大一本)：京都大學附屬圖書館藏鎌倉初寫卷四 (殘卷) (京大二本)：同藏鎌倉寫卷四 (京大三本)：同藏南北朝寫卷三 (正和二年傳寫諷諫本) (京大四本)：同藏南北朝寫卷四 (猿投貞治六本)：猿投神社藏貞治六年寫卷三 (猿投南北朝本)：同社藏南北朝寫卷四 (殘卷) (三條西本)：同藏南北朝寫卷四 (殘卷)

御物本白氏新樂府本文について

宮内廳書陵部藏三條西實隆自筆卷三・四 (東大國研本)：東京大學文學部國語研究室藏卷四 (鎌倉鈔本の模本) (金比羅本)：四國金比羅宮藏江戸寫卷四 (鎌倉時代鈔本ノ模本カ) (慶安刊本)：慶安三年片山正合刊卷三・四 (天滿宮本)：白氏文集那波古活字本大阪天滿宮藏本 (新見本)：同慶應義塾圖書館藏新見正路書入本・附、文龜本(佚。新見本所引) (政事要略所引本)：政事要略〔長保四年(二〇〇二)以前成立〕所引捕蝗一首 (正徳本)：東京都立中央圖書館藏白樂天詩集四十卷明正徳十二年郭勛刊本 (新疆元和本)：新疆維吾爾自治區博物館藏一葉 (一)敦煌本の現存する十四首の本文について(敦煌本十六首中、二首は御物本佚。

はじめに、敦煌本について一言する。唐元和鈔本の新樂府十六首が、敦煌で發見された事を、本文上の問題として考えれば、假令、それが、新樂府完本ではなく、邊境の地に迄流傳し、その意味で既に變改の加えられた本であるとはいえ、唐鈔本として、矢張、原本の姿をそれなりにとどめる本文に相違なく、そして、この種の鈔本は、曾て、多數存したであろう。また、十六首が現行五十首の篇次と無關係とすれば、その本文は同一の本から書寫されたとは限らず、隨時蒐められたと見做すことも可能である。若しそうとすれば、元和鈔本ではあつても、各首は、流傳の範圍やその時期も同じとはいえず、従つて、各首の本文を等質のものとして扱うには問題がある。校勘に當り、慎重を期そうとすれば、一首宛別個のものとして取扱うべきであろう。事實、敦煌本を御物本と比較すれば、異同の程度は各首、一様ではなく、先の豫測を裏付けるようである。それ故、敦煌本のうち、特に、「撩綾」「賣炭翁」二篇は別個のものとして扱う。

(1) 撩綾 (0135) の本文「本文は御物本、〔 〕内はそれとの異同を示す。〔・〕は同一本文の意。以下同」。

① 撩綾(題、本文ニヶ所同) 〔・〕 敦煌本(但し、題は「撩綾歌」)。  
〔線〕 鈔本・刊本類のすべて。

② 不似輕綉與紈綺 〔・〕 敦煌本・諷諫本。新見本(書入校注「野跡」)。  
〔羅〕 慶安刊本。鈔本・刊本類のすべて。

③ 應似天臺山上明月前 〔・〕 敦煌本・諷諫本。鈔本類。〔・〕。  
慶安本。雅章本。宋本・麗本・全唐詩本・樂府本。

④ 四十五尺瀑布泉 〔・〕 敦煌本・諷諫本・慶安本。宋本・麗本。  
〔曝〕 神田本・東大國研本・京大二、同四本・文龜本。〔曝〕  
東洋文庫本・上野本・天理本・金比羅本・東急本・三條西本・猿  
投文和本。

⑤ 天上送様人間織 〔・〕 敦煌本。鈔本類。新見本(校注「野跡」)。  
〔取〕 諷諫本・慶安本。刊本類。

⑥ 異彩奇紋相隱映 〔・〕 敦煌本・諷諫本。〔文〕 鈔本・刊本類。

⑦ 昭陽舞人恩正深 〔・〕 慶安本。宋本・麗本・樂府本。東洋  
文庫本(校注「美イ」)・東大國研原本(但し、見せ消ちを施し「美」  
に改む)・猿投文和本・雅章本。〔舞〕〔舞〕に同じ。敦煌本。〔美〕  
諷諫本。神田本(校注「舞」)・上野本・天理本・金比羅本・東急  
本・三條西本・京大二、同四本。

⑧ 撩綾織時費功績 〔・〕 敦煌本・諷諫本。鈔本類。〔成〕 慶安  
本。雅章本。宋本・麗本・樂府本。

⑨ 莫比平常繒與帛 〔・〕 神田本・東洋文庫本・天理本・東急  
本・京大四本・猿投文和本・三條西本・金比羅本・東大國研本。

〔尋〕 敦煌本・諷諫本・慶安本。上野本・京大二本・雅章本

(校注「平」) 宋本・麗本・樂府本。

⑩ 昭陽人々々々々 〔三字疊〕 鈔本類。〔不疊〕 敦煌本。〔昭陽人々々々〕  
諷諫本・慶安本。雅章本。宋本・麗本・樂府本。

⑪ 不見織時應不惜 〔・〕 敦煌本。鈔本類。〔・合〕 諷諫本。  
〔若、也〕 慶安本。刊本類。

敦煌本の中で、御物本に最も近い一首が「撩綾」であるので、先  
ず取上げた。大枠に於てみれば、御物本・敦煌本と鈔本は近く、諷諫  
本も比較的これに近く、慶安本と刊本類とは近い。

また、特に①②⑥は、御物本・敦煌本・諷諫本の二本乃至三本のみ  
が一致し、他の鈔本、刊本類の本文は總て異なる例であり、何れの鈔本  
にも、曾て、こういう異同はみられなかつた個所である。この「撩綾」

の本文に關する限りでは、御物本は、鈔本にというよりも、寧ろ敦煌  
本に最も近いことは明かであり、現存の諷諫本刊本は、この二本と距  
りがあるとはいへ、若し、復元的に考えれば、三本は、一層近いこと  
にならう。鈔本と一線を畫すると見做すことも可能である。

(2) 賣炭翁 (0136) の本文「この一首のみ新疆元和本が存する」。

① 滿面塵灰煙火色 〔・〕 元和本・諷諫本・慶安本。神田本(元  
字「灰」、校改「埃」)・東洋文庫本・天理本・東急本・京大四本・  
猿投文和同南北朝本・金比羅本・東大國研本・雅章本。宋本・麗  
本・樂府本。〔埃〕 敦煌本。上野本・京大二本・三條西本。

② 賣炭得錢何所營 〔・〕 元和本・諷諫本・慶安本。鈔本・刊  
本類のすべて。〔爲〕 敦煌本。

③ 翻々騎兩問是誰 (騎兩) は顛倒か 〔・〕 敦煌本・諷諫本。  
〔來〕 元和本。鈔本・刊本類(翻々兩騎)「兩騎翻々」交る)。

④ 黃衣使者白衫兒 〔・〕 元和本・慶安本。鈔本・刊本類。〔衣〕

敦煌本・諷諫本。

⑤廻車叱牛驅向北。〔・〕諷諫本。〔駝〕上野本・東洋文庫本・天理本・雅章本注。〔令〕敦煌本。〔牽〕元和本・慶安本。神田本外鈔本。宋本・麗本。

⑥一車重千餘斤〔炭〕誤脱か。〔炭〕敦煌本。〔炭重〕元和本・諷諫本。鈔本・刊本類。

⑦官市驅將惜不得。〔・〕東洋文庫本・金比羅本・東急本補入注。〔驅入宮中〕敦煌本。〔官使〕元和本・諷諫本・慶安本。

東急本・雅章本。宋本・麗本・汪本・樂府本。〔官使〕神田本・上野本・天理本・京大<sup>一</sup>、二、四本・猿投文和本・東大國研本。⑧擊着牛頭充價直〔擊〕は「繫」の誤寫か。〔・〕神田本。

〔・類〕東急本・金比羅本・上野本（但し原字「着」を「在」に改む）。東洋文庫本校注。〔在・〕敦煌本。〔在類〕東洋文庫本・天理本・京大<sup>一</sup>、二、四本・東大國研本・三條西本・猿投文和本。〔向・〕元和本・諷諫本・慶安本。宋本・麗本。

〔・△〕諷諫本。〔炭△〕敦煌本・慶安本。鈔本・刊本類。〔炭△〕元和本。

これをみれば、同じく唐鈔本でありながら、兩本には、既に、相當の異同の存することが知られ、唐鈔本という定まった本文を意味することは到底出來ず、流動の過程に於ける本文が偶々遺存したといえる。そして、御物本との關係でいえば、敦煌本とは、前の「撩綾」ほど、一致個所は多くはないが、元和本をも併せれば、この唐鈔二本との距離は一段と近くなる。ここでは、寧ろ、諷諫本の方が、御物本に近い。元和鈔本で現存するものは纔かこの二本に過ぎないが、曾て、この程度の鈔本は、恐らく夥しい數に上り、この時期に既に生じた異

同が、後の本に傳えられていることを明かに示している。

(3)「撩綾」「賣炭翁」を除く十二首の本文。

①(0133)題上陽人。〔・〕敦煌本・諷諫本。時賢本（補入「白髮京」）。新見本（書入「野跡」）。汪本。外に、藤原定家（源氏物語）與入自筆本に、この篇を二ヶ所引くも、何れも「上陽人」とある。〔・〕白髮。他の鈔本・刊本類。

②( )零落年多殘此身。〔・〕諷諫本。〔深〕敦煌本・慶安本。鈔本・刊本類。

③( )罵歸嚮去長悄然。〔・〕敦煌本・諷諫本・慶安本。雅章本。宋本・麗本・樂府本。〔情〕鈔本類・新見本（書入「野跡」）。

④( )青黛畫眉細長。〔・〕敦煌本・諷諫本。神田本（校注「又點」）。時賢本・管見抄本・天理永仁本・猿投觀應本・三條西本。〔點〕慶安本。高野山本（校注「畫」）。京大<sup>三</sup>本。宋本・麗本。⑤(0133)數唱此歌悟時主。〔・〕神田本・時賢本校注（本文、共に「明」）。〔明〕敦煌本・諷諫本・慶安本。鈔本・刊本類。

⑥(0133)不然當死瀆水頭。〔・〕神田本（原字「昔」「死」に校改。時賢本注「原字「當初死」校記「初字無之正本とあり」）。〔昔〕敦煌本。高野山本・京大<sup>三</sup>本校注（本文「初」）。〔時〕諷諫本・慶安本。時賢本朱校注（本文「當初死」）。雅章本。宋本・麗本・英華本・樂府本。〔初〕猿投貞治<sup>二</sup>、同六本・京大<sup>三</sup>本・三條西本。

⑦( )邊功不立生人怨。〔・〕敦煌本。時賢本・天理永仁本・京大<sup>三</sup>本。英華本。〔未〕その他の鈔本・刊本類。

⑧(0133)唯奏卿雲壽星見。〔・〕時賢本・神田本校注（本文、共に「慶」）。〔慶〕敦煌本・諷諫本。鈔本・刊本類。

⑨ (0137) 吾聞率土皆吾民。〔・・〕時賢本校注。〔王人〕敦煌本。〔王士〕諷諫本。〔皇民〕神田本・時賢本他の鈔本類。〔王民〕慶安本。雅章本。宋本・麗本。

⑩ (0139) 長者不過四尺餘。〔・〕敦煌本。時賢本校注。〔三〕鈔本・刊本類のすべて。

⑪ (0159) 顯不施紅面無粉。〔・〕諷諫本。〔朱〕敦煌本。鈔本・刊本類。

⑫ (0162) 南北東西不失家。〔・・〕敦煌本・諷諫本。宋本・麗本・樂府本。〔定〕神田本・上野本・東急本・京大一、二、本・猿投文和同南北朝本・金比羅本・東大國研本・雅章本。〔居〕慶安本。〔定居〕東洋文庫本・天理本・京大四本・三條西本。

⑬ (0168) 龍樽神堂三月火。〔・〕敦煌本・慶安本。東洋文庫本校注。宋本・麗本。〔柳〕諷諫本。〔朝〕東洋文庫本。

⑭ (0175) 人々呼爲天下鏡。〔・〕天滿宮本(書入「金作下」)、「金」は金澤本の意か。〔子〕敦煌本・諷諫本。鈔本・刊本類。

以上のうち、①②⑦⑩⑪は、何れも、敦煌本・諷諫本のみが御物本と一致するか、或いは、二本のうち、何れか一本が、御物本と一致する例を示す。當然のことながら、すべて、これまでの鈔本類には、殆んど見られない所である。この中、①⑦には時賢本も含まれるが、同性質の個所に、鈔本では、時賢本のみ一致する例は外にもみられる。この本は、神田本と共に、新樂府古鈔本中、最も由緒のある一本であり、校注にも、⑤⑥⑧⑨⑩のごとく、御物本に一致し、他本にはみられない「イ本」を探る点でも特徴があり、注意を要する本である。

また③の例は、刊本類は「長」、鈔本類は「情」に、截然と分れ、校定に際しては、普通「情」が採られる個所であるが、その「長」

に、敦煌本・諷諫本の外、新たに御物本も加わった。新樂府に關しては、鈔本・刊本の本文上の相違といつても相對的なものであり、これまで、刊本類の本文として、宋本以後にみられるとのみ見做された文字が、實は、原本により近く、寧ろ、鈔本の本文の方が遠いこともあり得るといふことに、示唆を與える一例といえる。

④⑫⑬はその③と關連し、鈔本・刊本の區別が、本文の相互交錯する事により、一層不明確になつてゐる例である。ここに挙げた外にも、同例は少くない。

また、⑤⑧⑨の例は、從來、古鈔本の校合注としてのみ知られた文字が、御物本に於て、本文としても實在する事を、はじめて示された個所である。これにより、御物本の本文の特徴の一端が知られると共に、校合注というものの信憑性も一層高められた。

(二)唐鈔本の現存しない篇の本文について。

① (0188) 墓中下洞三重泉。〔・・〕諷諫本。〔綱〕神田本外、鈔本のすべて。〔綱二〕慶安本。麗本。〔洞二〕宋本。雅章本。

② (0188) 何況褒姒妬。〔・・・〕姫〕諷諫本。〔褒姒之色〕鈔本・刊本のすべて。

③ (0186) 一人有慶兆人類。〔・〕神田本・時賢本・三條西本。管見抄本・政事要略所引本・天滿宮本(書入「野跡」)。〔民〕諷諫本・慶安本。他の鈔本・刊本類。

④ (0183) 綵絲茸々香弗々。〔・〕神田本(原字「拂」を校改)。〔拂〕諷諫本・慶安本。鈔本・刊本類。

⑤ (0182) 若比人心是坦途。〔・〕諷諫本・慶安本。雅章本。宋本・麗本・英華本・唐文粹本・樂府本。〔夷〕鈔本類のすべて。

⑥ (〽) 好生毛羽惡成瘡。〔・〕時賢本・高野山本・永仁本。



猿投貞治二同六同觀應本・京大三本・三條西本・天滿宮本（書入）。  
〔生〕諷諫本・慶安本。神田本・管見抄本。宋本・麗本・英華本・  
唐文粹本。

⑦ (0144) 還漢被劫爲蕃虜 〔・〕時賢本・永仁本・猿投觀應  
本・猿投貞治二同六本・京大三本・眞福寺本・三條西本。雅章本  
校注。盧校本。〔歸〕諷諫本・慶安本。神田本・高野山本・雅章  
本。宋本・麗本。

⑧ (0158) 仍詔江淮添價繅 〔・〕京大一本・上野本校注・猿  
投文和本（但し「添馬價」に作る）。外に、前述平安朝斷簡。〔馬〕  
諷諫本・慶安本。鈔本類。宋本・麗本。

⑨ (0141) 寒氣中身肌骨酸 〔人〕鈔本・刊本類のすべて。

⑩ (0153) 織作披香殿裏毯 〔中〕諷諫本。〔上〕鈔本・刊本類。

⑪ (0167) 青娥御女直珠樓 〔朱〕東急本・東大國研本・東洋  
文庫本・上野本校注。〔紅〕慶安本。神田本・東洋文庫本・上野本・  
天理本・金比羅本・京大二、四本・猿投文和同南北朝本。〔迷〕  
諷諫本。三條西本・雅章本。宋本・麗本。

⑫ (0167) 舟中咲哥猶未休 〔何日休〕鈔本・刊本類のすべて。  
以上のうち、①②は諷諫本のみ一致（又は極めて近い）する例で  
ある。③④は、鈔本のうちでは、神田本のみ一致する。

また、⑤⑥⑦⑧は、既に前項の、敦煌本の本文のある個所の③や④  
⑫⑬に關して觸れたことと同じ例である。この、御物本の、鈔本に偏  
せず、刊本にも一致する個所をもつという、謂わば、兩方に亘るとい  
う特徴は、以上の例で更に明瞭になった。筆者は、御物本のこうい  
う傾向を、鈔本系本文の純粹性が失われた結果とは理解していない。そ  
してこの事は、敦煌本・諷諫本にも、程度の差こそあれ、同様に――

尤も前者は鈔本により近く、後者は刊本により近い——認められ、ま  
た、慶安刊本にも、若干窺うことが出來た。

更に、⑨⑩⑪⑫は、御物本のみで、現存の他本には一切みられない  
例である。ただ⑫の「猶未休」の例からすれば、誤寫とは思われず、  
或いは、稀な例がここに遺存しているのかも知れない。

以上、數項に分けて擧げた諸例にみられる本文の異同からすれば、  
御物本は、敦煌本に近い個所が多く、諷諫本はこれに次ぎ、慶安本  
は、これに比すれば一段と離れた本といえる。五十首を一巻として扱  
っている本として、少くとも、御物本と共に、敦煌本・諷諫本の三本  
は、既に、相互にかなりの異同を生じているとはいえ、鈔本・刊本類  
の何れとも、異なる個所を多くもつ點で、大局的にみれば、少くとも、  
同じ系統として認め得る本文を多く含むという表現は許されよう。

ここにいう、御物本をもその中に含める一群の本は、當然、曾ては  
數多く存したものと推察されるが、現存するごく少數の一本としての  
御物本について、以下、私見を述べる。

白氏文集七十卷の中から、適宜詩文を抄出した本は、さきに註記し  
た例にその一端が示される通り、中國からも傳來したが、邦人自から  
の手によつても作られた。前述、酒井氏藏本や、「文集抄」〔御堂關白  
記〕寛弘三年八月六日條）などはその例證であらう。とはいえ、それを  
以て、直ちに、卷三・四の新樂府を、その卷次という枠を取り除き、  
五十首を一巻として扱うことまでも、邦人の創意に歸せしめること  
には、若干、躊躇せざるを得ない。

新樂府が長恨歌や琵琶行などと共に、わが國で愛誦されるようにな  
つたのは、元來、中國に於ける盛行がわが國にも波及し、その影響に

因ることは、否む事が出来まい。そして、宋代に、白氏文集とは別に、單行としての新樂府五十首を一巻とする本が既に存したとすれば、數首を收める抄本の外に、唐代にも同様の、五十首のすべてを收める鈔本が存し、流布したとみることはごく自然のことであろう（新樂府の成つたのは、白氏の三十代末期であり、長慶集編輯は五十三歳の時に當り、この十數年間、新樂府は、當然、單行で流布していた筈である）。唐宋代のこの種の本がわが國に傳來した事を證するに足る資料は、これ迄のところ見當らないが、以上の、御物本の本文検討の結果からすれば、原本に比較的近いわが古鈔本系統、及び、宋刻本以後の刊本系統の、二種の外に、新樂府單行本系統の一種の存在を推定することも可能であろう。

若しそうとすれば、それと同類の本は、訓點本の校注に纏かにその斷片をとどめ、偶々、平安朝白氏書跡に定着して残つた外は、すべて佚逸したということにならう。一群と考えられる諸本の大部分が既に失われ、従つて本文上の比較に關して、空白部が甚だ多く、推論を重ねることを餘儀なくされたが、一私見として披露した。これらを更に確實にするには、關係資料の新たな出現による外はない。

（昭和五十一年二月末日稿。同四月十一日修）

註(1)

この本の京都大學附屬圖書館藏本や慶應義塾大學斯道文庫藏本等は一軸の卷子仕立てであり、折帖を改装した跡は認められない。外に、國立國會圖書館藏本（高木利太氏舊藏）一冊は袋綴の冊子本であり、每半葉七行である。元表紙ではないが、虫損の状態からみれば、古くからの形態であることが認められる。但し、版式は元來は卷子本用のものと覺しく、袋綴にする際、送假名が隨所で折目にかかつてゐる。尙、汲古書院刊和刻本漢詩集成（唐詩）10所收本は、解題の圖版では、縦長の折帖の如くである。とすれば、卷子本、折帖、冊子本という形態のものが、は

じめから存したのであろう。

(2) 平岡氏も既に指摘される通り、玄・殷・貞の三字（何れも北宋皇帝の避諱字）に缺筆が認められる。これにより、宋版本に據るとは考えられても、これだけで、諷諫本の原本が北宋に刻されたと斷することは出来ない。但し、「讀書敏求記考證」（下）、註に「陳鱣云湊欲管從武林書肆檢得宋槧白氏諷諫一卷」とあるので、少くとも、宋版本の存在は認められよう。同補に「某氏云予家曾得鈔本係述古舊藏」とあり、鈔本は、外にも傳增湘校本が「北平圖書館善本書目」に著録される。また、正徳刊本二種（北京圖書館善本書目所收明刻公文紙印本一冊・國立中央圖書館善本書目所收明正徳間四川布政司參政會大有重刊本一冊）の外、明刊本は、中國の數種の書目にみられる。

『南部新書』撰者による「白氏諷諫五十首」に對する關心は頗る強く、同書（學津討原所收本に據り、粵雅堂叢書本をも參照）を検すれば、新樂府の注文二十九ヶ所のうち、十二ヶ所が、その本文に收められている。所收本文は、鈔本にも比較的近いが、特に諷諫本に近いことが顯著に示されている。これは、諷諫本を再認識せしむるに足りる。何れ、稿を改めるつもりである。この注文は、所收時からすれば「北宋、眞宗大中祥符年間（一〇〇八—一〇一六）の頃」、白氏文集紹興刊本のそれよりも早く、中國現存本中、最も古いものといえよう。

御物本拜見に關しては、宮内廳侍從職の方々の御高配を辱くし、また、本文中に引いた典籍類の閲覽・調査については、御所藏者の御芳情を賜つた。更に、御物本に注意を向ける機縁を與えられた小松茂美氏の大著からは、少なからざる學恩を蒙つた。各位に對し、深甚なる謝意を表す。